

栃木県地域防災計画(原子力災害対策編)の概要

災害対応の基準

体制	災害の態様	体制の概要
注意体制	近隣県における原子力発電所等において事故等が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合	<ul style="list-style-type: none">・ 情報収集・ 応急対策の準備
警戒体制	<ul style="list-style-type: none">①原子力防災管理者から原災法第10条第1項の通報があった場合(特定事象)②危機管理監が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none">・ 災害警戒本部の設置・ 災害の拡大を防止するため必要な情報収集、応急対策を行う体制
非常配備	<ul style="list-style-type: none">①原子力防災管理者から原災法第15条第1項の通報があった場合(原子力緊急事態)②知事が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none">・ 災害対策本部の設置・ 災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制(屋内退避、避難等)

栃木県災害対策本部の設置

栃木県災害対策本部

- ・ 情報収集、市町・関係機関等への連絡通報
- ・ 住民等への情報伝達
- ・ 環境モニタリング
- ・ 屋内退避、避難誘導
- ・ 飲料水、農林水産物等の安全対策
- ・ 医療活動
- ・ 緊急輸送活動
- ・ 児童生徒等の保健安全対策

連携・協力

協力機関

市町・消防、陸上自衛隊、ライフライン、関係機関等